神奈川県県営住宅等の使用許可に関する特例を定める規則（案）

（趣旨）

第１条　この規則は、県営住宅等（神奈川県県営住宅条例（平成９年神奈川県条例第36号）第66条に規定する県営住宅等をいう。以下同じ。）の使用許可（神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）第９条第２項第５号に規定する使用許可をいう。以下同じ。）に関し、同規則の特例を定めるものとする。

（行政財産の使用許可の特例）

第２条　県営住宅等が存する区域及びその周辺地域の活力向上等を目的として神奈川県県営住宅条例に規定する入居者資格を有しない者を県営住宅（同条例第２条第３号に規定する県営住宅をいう。）に入居させる場合、住まいに困窮する者への支援に資することを目的に実施する事業の用に供するために当該事業を行う者に県営住宅等を使用させる場合等において、県土整備局建築住宅部長が特に必要と認めるときは、神奈川県県有財産規則第25条の規定にかかわらず、県営住宅等の使用許可を行うことができる。

附　則

この規則は、令和９年１月１日から施行する。